○国土交通省告示第千六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十三年十月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

一尺屋川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十五年建設省告示第千五百一号で指定した同号十に掲げる土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱二号及び五号から十九号を順次結んだ線及び二号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大分県大分市大字一尺屋

字前田　一九七七番一地先河川敷　二号

一六八六番二　五号

一九七七番一　十七号及び十八号

一九七六番一　十九号

字瓦崎　一九九六番一　六号及び七号

一九九三番　八号及び九号

一九九一番一　十号及び十一号

一九八八番　十二号から十四号まで

一九八六番一　十五号

一九七九番一　十六号

○海上保安庁告示第二百二十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十月二十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	白神港西防波堤灯台
位置	
所在地	北海道松前郡松前町（白神港西防波堤外端）
北緯	四一―二四―三八
東経	一四〇―一〇―一六
変更した事項	
高さ	地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで九・六メートル
変更年月日	平成二十三年九月八日
名称	大船渡漁港細浦東第一防波堤灯台
位置	
所在地	岩手県大船渡港（大船渡漁港細浦東第一防波堤外端）
北緯	三九―〇一―一五
東経	一四一―四三―〇九
変更した事項	
高さ	地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで八・四メートル
変更年月日	平成二十三年九月八日
名称	地蔵島灯台
位置	
所在地	宮城県宮城郡七ケ浜町（地蔵島）
北緯	三八―一九―二二
東経	一四一―〇四―一六
変更した事項	
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
変更年月日	平成二十三年九月八日
名称	銚子港東防波堤川口灯台
位置	
所在地	千葉県銚子港（東防波堤（沖）北端）
北緯	三五―四五―一〇
東経	一四〇―五一―四〇
変更した事項	
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日	平成二十三年九月八日
名称	御前岩灯標
位置	
所在地	御前埼灯台（静岡県御前崎市）の東方約三・二キロメートル
北緯	三四―三五―五一
東経	一三八―一五―三八
変更した事項	
光度	実効光度三九〇カンデラ
光達距離	七・五海里
変更年月日	平成二十三年九月八日

○海上保安庁告示第二百二十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十月二十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	江良港島防波堤灯台
位置	
所在地	北海道松前郡松前町（江良港島防波堤外端）
北緯	四一―三二―四四
東経	一三九―五九―〇九
変更した事項	
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
変更年月日	平成二十三年九月九日
名称	船川南平沢防波堤灯台
位置	
所在地	秋田県秋田船川港船川区（南平沢防波堤外端）
北緯	三九―五一―〇九
東経	一三九―五一―四二
変更した事項	
光度	実効光度三九〇カンデラ
光達距離	七・五海里
高さ	地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一六メートル
変更年月日	平成二十三年九月九日
名称	日和佐港一文字堤東灯台
位置	
所在地	徳島県日和佐港（一文字堤東端）
北緯	三三―四三―四七
東経	一三四―三二―三五
変更した事項	
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで三・八メートル　平均水面上から灯火まで九・四メートル
変更年月日	平成二十三年九月九日
記事	一時変更
名称	王子前港A防波堤灯台
位置	
所在地	香川県小豆郡土庄町（王子前港A防波堤外端）
北緯	三四―二八―四五
東経	一三四―一一―二九
変更した事項	
光度	実効光度二五カンデラ
光達距離	三・五海里
高さ	地上から構造物の頂部まで四・九メートル　平均水面上から灯火まで七・二メートル
変更年月日	平成二十三年九月九日
名称	灯台瀬灯標
位置	
所在地	西浦岬灯台（福岡県福岡市）の西方約八・三キロメートル
北緯	三三―三九―二〇
東経	一三〇―〇七―一二
変更した事項	
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
変更年月日	平成二十三年九月九日

○海上保安庁告示第二百二十六号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十月二十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	関東地方整備局東京施設灯
位置	
所在地	京浜港東京区（大井信号所の東南東方約四・一キロメートル）
北緯	三五―三三―五八
東経	一三九―四九―四一
廃止年月日	平成二十三年九月十二日

○海上保安庁告示第二百二十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十月二十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰